

2 吹総人第 1088 号
令和 2 年 11 月 10 日
(2020 年)

吹田市職員労働組合
執行委員長 坂田 俊之 様
吹田市水道労働組合
執行委員長 北野 雅一 様
吹田市関連職員労働組合
執行委員長 川見 真弓 様

吹 田 市 長 後藤 圭二

吹田市水道事業管理者 前田 聡

期末手当の改定について（提案）

標記の件について、下記のとおり提案します。

記

改定内容

1 定年前職員

- (1) 令和 2 年 12 月の期末手当の支給月数を 0.05 月分引き下げ、現行の 1.30 月から 1.25 月とする。
- (2) 令和 3 年度以降については、6 月期と 12 月期の期末手当の支給月数が均等になるように、それぞれ 1.275 月とする。

2 会計年度任用職員

令和 3 年度から、定年前職員の改定内容に準じて、期末手当の支給月数を 6 月期と 12 月期、それぞれ 1.275 月とする。